

ASNITE
製品認証機関認定の一般要求事項
(第8版)

平成 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目 次

1	目的	3
2	適用範囲	3
3	引用文書等	3
4	定義	4
5	認定に係る基準	4
6	ASNITE製品認証機関の遵守事項	5
7	認定の申請に必要な手続	6
8	審査	6
9	測定トレーサビリティ及び試験結果の品質保証	7
10	変更の届出	8
11	事業の承継	8
12	定期検査及び臨時検査	9
13	事業の廃止	9
14	認定の一時停止	9
15	認定の取消し	10
16	認定シンボルの取り扱いに係る要求事項	10
	附 則	11
	附属書	14

ASNITE製品認証機関認定の一般要求事項

1 目的

- 1.1 製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が運営する認定プログラムである。
- 1.2 このASNITE製品認証機関認定の一般要求事項（以下、「一般要求事項」という）は製品認証機関がASNITEの認定を取得、又は維持するために必要な要求事項を定めることを目的とする。

2 適用範囲

- 2.1 この一般要求事項は、ASNITE認定を取得しようとする製品認証機関（以下「申請機関」という。）及びASNITE認定を維持する製品認証機関（以下「ASNITE製品認証機関」という。）に適用する。
- 2.2 この文書は、第3項で引用している製品認証機関及び試験所並びに認定機関に係る国際規格に基づき、申請機関又はASNITE製品認証機関が満たさなければならない要件をまとめたものであり、これらの要求事項を超えるものではない。

3 引用文書等

3.1 参照文書

この一般要求事項では、次に掲げる規格・文書を引用している。

- (1) JIS Q 0065:1997 製品認証機関に対する一般要求事項
(ISO/IEC Guide 65:1996と一致)
- (2) JIS Q 17065:2012 適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項 (ISO/IEC 17065:2012と一致)
- (3) ISO/IEC JIS Q 17067:2013 2005 Conformity assessment—Fundamentals of product certification and guidelines for product certification schemes 適合性評価—製品認証の基礎
~~(ISO/IEC Guide 67:2004と一致)~~
- (4) JIS Q 17000:2005 適合性評価—用語及び一般原則
(ISO/IEC 17000:2004と一致)
- (5) JIS Q 17011:2005 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項 (ISO/IEC 17011:2004と一致)
- (6) JIS Q 17025:2005 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
(ISO/IEC 17025:2005と一致)
- (7) IAF GD5 Issue3:2006 IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 65:1996
- (8) IAF/ILAC A5: ~~0307/2012~~ 04 IAF/ILAC MLA/MRA: Application of ISO/IEC 17011:2004
- (9) PCG101-4 JIS Q 0065 製品認証機関に対する一般要求事項の適用に関する指針 (IAF GD5 Issue3:2006と同等)
- (10) IAF GD3:2003 Guidance on Cross Frontier Accreditation
- (11) IAF ML2:2011 General Principles on use of the IAF MLA Mark
- (12) IAF ML5:2008 Procedure for IAF Listing of Foreign Critical Locations (FCLs)/Foreign Premises (FPs)

3.2 参考文書

ISO/IEC 17007:2009 Conformity Assessment – guidance for drafting normative documents suitable for use for conformity assessment

4 定義

この一般要求事項の中で、特別な使い方をする用語について、以下に定義する。

- 4.1 定期検査：この文書の第5項に掲げる認定に係るすべての要求事項への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するための契約に基づき、定期的実施する現地検査をいう。~~ASNITE製品認証機関認定の場合、~~定期検査には、一部の要求事項に対する適合性を確認する「部分検査」とすべての要求事項に対する適合性を確認する「全項目検査」がある。
- 4.2 臨時検査：認定基準の変更を含むASNITE製品認証機関の状態又は運営のあらゆる側面における認定に係る重要な変更或いは~~苦情等~~によって、ASNITE製品認証機関の継続的な認定基準への適合性に疑念が生じた場合等に実施する臨時の現地検査をいう（第11.5項参照）。

4.3 以下、「製品」には、製品、プロセス、サービスを含む。

5 認定に係る基準

- 5.1 機構認定センター（以下、「認定センター」という。）は、申請機関及びASNITE製品認証機関に対し、この一般要求事項で規定する事項、JIS Q 0065又はJIS Q 17065の該当する規定、分野別技術適用文書及びPCG101を認定基準として適用する。なお、申請期間については2013年12月16日以降の申請について、JIS Q 0065は認定基準として適用しない。また、ASNITE製品認証機関は、次回の定期検査においてJIS Q 17065への適用を確認し、同機関は2015年9月15日までにJIS Q 17065のすべての要求事項に適合していることが求められる。

- 5.2 認定センターは、~~試験部門（試験所）を有する~~申請機関及びASNITE製品認証機関であって、かつ、自ら試験部門（試験所）を有する機関に対し、第5.1項に加えてJIS Q 17025の該当する規定及び分野別技術適用文書を補足的認定基準として適用する。申請者及びASNITE製品認証同該当する機関は、認証業務を行うために有している使用する試験所について、次の(1)～(4)によって、JIS Q 17025の該当する規定及び分野別技術適用文書への適合を証明しなければならない。なお、~~(3)のOIML分野においては、OIML/MAAスキームによる相互評価を同時に実施することで証明してもよい。(4)における規格~~適合性の確認は、認定センターが審査の一環として行うものとする。

(注) 認定センターでは別途、~~JIS Q 0065又はJIS Q 170065及び~~JIS Q 17025の適用に関する方針、指針、解釈文書等を公表している。

(1) 認証対象製品の試験に係る、ILAC/MRA又はAPLAC/MRAに署名した認定機関による試験所認定~~（JNLA登録（国際MRA対応認定事業者）又はASNITE認定プログラム（分野：試験事業者）を含む）~~を取得している。

(2) ~~試験所の属する製品認証機関がASNITE認定プログラム（分野：製品認証機関）の認定を取得している。~~

~~(3) 試験所がOIML/MAAに加盟している。（該当分野の場合）~~

~~(4) 申請機関及びASNITE製品認証機関自らが、自らの試験所がJIS Q 17025に適合した運営をしているかどうかの監査を実施している。~~

- 5.3 申請機関及びASNITE製品認証機関は、認証業務を行うに当たって、外部委託業務を提供する機関下請負契約者（JIS Q 17025 4.5.1項における下請負契約者、JIS Q 0065 4.4項における下請負契約先又はJIS Q 17065 6.2.2.3項における外部委託業務を提供す

る機関に該当) による試験結果を利用する場合には、これらの者又は機関が当該試験業務についてJIS Q 17025の該当する規定及び分野別技術適用文書に適合することを上記5.2(1)～(42)のいずれかの方法で証明しなければならない。

- 5.4 申請機関及びASNITE製品認証機関は、認証業務を行うに当たって、依頼者（JIS Q 0065 3.1項における供給者又はJIS Q 17065 3.1項における依頼者に該当）又は、**外部委託業務を提供する機関下請負契約者**（JIS Q 17025 4.5.1項における下請負契約者、JIS Q 0065 4.4項における下請負契約先又はJIS Q 17065 6.2.2.3項における外部委託業務を提供する機関に該当）が保有する機器を用いて自らが試験を実施する場合並びに立会いの下、依頼者又は外部委託業務を提供する機関の試験員が実施する場合の試験結果を利用する場合には、これらの者又は機関が当該試験業務についてJIS Q 17025の該当する規定及び分野別技術適用文書に適合することを上記5.2(1)～(42)のいずれかの方法で証明し、かつ、依頼者による試験結果を利用する場合には、加えて、JIS Q 17065 6.2.2.2に適合していることを証明しなければならない。

6 ASNITE製品認証機関の遵守事項

- 6.1 申請機関及びASNITE製品認証機関は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) JIS Q 0065又はJIS Q 17065の該当する規定、分野別**技術**適用文書及び以下に規定する遵守事項並びに試験部門を有する場合にはJIS Q 17025の該当する規定及び分野別**技術**適用文書に常に適合すること。
 - (2) 認定審査の実施及び認定の維持に必要なすべての便宜を提供すること。この便宜には、
 - (a)認定センターが行う認定**のための**審査、定期検査、臨時検査、苦情の解決**のために必要な文書**及び申請機関又はASNITE製品認証機関の関連機関からの独立性及び公平性の程度を判断することができる文書の審査・検査**並びに及びこれらのために必要と認定センターが判断する**すべての場所への立ち入りの受け入れ、
 - (b)内部監査報告を含む記録の認定センターによる閲覧、
 - (c)認定センターが行う必要な要員インタビューのための用意、
 - (d)工場審査等現地審査に同行する場合の工場等の同意、
 - (e)PAC等の国際機関が審査に同行する場合の同意
 を含む。
 - (3) 試験を外注する場合は、9.に定める測定のトレーサビリティ及び試験結果の品質保証に関する要求事項を満足しない外注先を選択してはならない。
 - (4) 認定の対象となっている活動についてだけ認定されていることを表明すること。
 - (5) 授与された認定について、認定センターの評価を損なうような方法で認定を引用してはならず、また、認定センターが誤解を招くと判断する、又は、認定範囲を逸脱すると判断する内容の認定に係るいかなる表明を行わないこと。
 - (6) 認定が一時停止され、又は取り消された場合には、直ちに認定の引用を含むすべての宣伝及び広告を中止すること。
 - (7) 認定が取り消された場合、速やかに認定証を認定センターに返納すること。
 - (8) 認定が取り消された場合、速やかに関係する被認証者にその旨及びその影響について連絡し、必要な対処について指示すること。
 - (9) 認定シンボルの製品及びその包装への使用を含み、認定センターによって供給者の製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で認定の事実を利用しないこと。
 - (10) 認定証、認定シンボル、認証書又はそれらの一部が誤解を招くような方法で利用

されることがないように必要な措置を取ること。

- (11) 認証書への認定シンボル又は認定の引用方法並びにパンフレット、宣伝、広告その他の文書等の媒体における認定の引用方法は、認定センターが定める規定に従うこと。
- (12) 認定の要求事項が変更された場合には、認定センターが合理的であると判断する期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、認定センターに措置の完了を知らせること。
- (13) 認定の維持のための定期検査及び臨時検査を受け入れること。
- (14) 認定申請及び認定の維持のために必要な費用を所定の方法で支払うこと。
- (15) 認定に用いられる規格（例えば、JIS Q 17025）を用いて認証行為を行わないこと。**外部委託業務を提供する機関下請負事業者**がJIS Q 17025を含む認定規格に適合しているかの評価を行わなければならない場合があるが、**同機関下請事業者**に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目的で発行するものであってJIS Q 17025に基づく認証又はJIS Q 17011に基づく認定ではない旨を明記すること。
- (16) 事業者の地位又は組織、経営者、主要な要員、主な方針、経営資源、主要な施設・設備、認定範囲、その他事業運営の適切性に影響する事項に変更があった場合には、**一速やかに変更届等を提出する**を行うこと。

6.2 申請機関は、認定申請時に申請書類とともに「ASNITE製品認証機関認定の一般要求事項の確認及び誓約について」を提出し、遵守事項を守ることを誓約しなければならない。

7 認定の申請に必要な手続

申請機関は、認定の申請に当たって、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) ASNITE製品認証機関認定申請書及びその添付書類（ASNITE製品認証機関認定の取得と維持のための手引き1.1に掲げる申請に必要な書類。以下「認定申請書等」という。）を作成し、提出すること。認定申請書等には、別に定める認定区分のうち希望する認定範囲の明確な記述を含めること。認定申請書は、権限を有する申請機関の代表者が署名又は捺印すること。
- (2) 申請の過程で、申請機関の都合により申請手続を一時中断する必要がある場合は、機構に認定申請を一時中断する旨を記載した書面を提出すること。
- (3) 申請の過程で、申請機関の都合により申請を取下げの必要がある場合は、機構に認定申請を取下げの旨を記載した書面を提出すること。
- (4) 申請の過程で、認定申請書等の訂正をする必要がある場合は、機構にASNITE製品認証機関認定申請書訂正願を提出すること。

8 審査

申請機関は、認定の要件に適合していることを確認するための書類審査及び現地審査を受け入れなければならない。

審査チームは現地審査に先行して書類審査を行う。「PCRP22 ASNITE製品認証機関認定の取得と維持のための手引き」第1.1項に指定された提出書類に示された事項について、認定基準に対する適合性を審査するとともに、記載された事項が明瞭で無い場合には、申請機関に質問を行うので、申請機関はこれに答えなければならない。審査チームは書類審査の結果を書面で申請機関に送付するので、申請機関はその結果に対して必要な書類の改正や回答を用意するなど、現地審査の段階で審査が円滑に進むよう準備する

こと。

ただし、現地審査、あるいはその後の是正期間を考慮しても是正が不可能と思われる不適合が発見された場合、認定センターから審査の一時中断や打ち切りが通知されることがある。

特に現地審査は以下の手法で実施するので、申請機関は適切に審査が実施されるよう審査チームに協力すること。

現地審査は、製品認証制度における一つ以上の主要な活動を実施するすべての事業所において認定基準のすべての要求事項への適合に係る審査審査し、認証の手順及び関係要員、該当する場合は、試験所の必要な能力等を評価するため、製品認証活動への同行審査（ウィットネス）等を行う。

製品認証制度における主要な活動とは次の活動を指す。

- ①方針の作成と承認←
- ②プロセス及び／又は手順の開発と承認←
- ③技術要員及び外部委託業務を提供する機関下請負契約者の力量の初期評価及び承認
- ④要員及び外部委託業務を提供する機関下請負契約者の能力及び成果の監視プロセス及び彼らの業務実績の管理
- ⑤申請内容の技術的レビューを含む契約内容のレビュー確認、及び新しい技術領域又は限定された散発的領域における認証活動のための技術的要求事項の決定を含めた、契約内容の確認、←
- ⑥適合性評価活動業務の技術的レビュー確認を含む、認証の決定、

このため、認定センターは、認証制度の内容に応じて、以下において審査を実施する。

- (1) すべての主要な活動の一つ以上行うすべての認証機関の事業所（本部を含む）事務所
- (2) （該当する場合）すべての認証機関が有する評価活動のためのすべての試験所
- (3) （該当する場合）製品工場等認証活動現場（ウィットネス）
- (4) （該当する場合）外部委託業務を提供する下請負機関の評価活動現場（ウィットネス）
- (5) その他当該認証制度における主要な活動現場

なお、認証審査員、試験員の能力を確認するために、多くの要員のインタビューを実施する。

上記(2)においては、当該試験に立ち会うか、模擬試験を確認することで、認証機関の試験員の能力を確認するが、審査時間等^①の制約や効率の審査を実施する観点から、技術的に有意な試験の確認をを代表的な試験に対して部分的にのみ確認実施する場合こともある。

上記(3)、(4)、(5)については、制約が多い中で可能な限り多くの選択肢の中から技術的重要性を考慮しウィットネス場所を選択（サンプリング）することを基本とする。

9 測定トレーサビリティ及び試験結果の品質保証

9.1 測定トレーサビリティ

ASNITE製品認証機関の評価活動のうち試験を実施する機関等試験所（外部委託業務を提供する機関を含む。以下、「試験機関等」という下請負契約者を含む。）は、評価業務の実施に使用する全ての重要設備・装置及び標準物質並びに該当する場合には参照

測定標準及び実用測定標準について、該当する試験方法及び設備・装置の特性を考慮し、必要に応じ外部校正サービスの利用又は内部校正の実施によって、適切な計量計測トレーサビリティを確保できるよう校正プログラムを設計し、運用しなければならない。

9.2 試験結果の品質保証

~~ASNITE製品認証機関の試験機関等所（下請負契約者を含む。以下9.2項において同じ。）~~は、評価業務として適用するが実施される試験方法等について、利用可能な技能試験（測定監査を含む。）^{注記1}が技能試験提供者から提供されている場合には、その技能試験に定期的に参加し、満足な結果を収めなければならない。

利用可能な技能試験が提供されていない場合には、ASNITE製品認証機関の試験機関等所は、以下のa)又はb)のいずれかにより、試験結果の品質保証活動を行わなければならない。

- a) 実施可能な場合には、他の試験所との定期的な試験所間比較。
- b) a)の試験所間比較が実施できない場合には、ISO/IEC 17025の5.9.1項a)又はc)～e)で定める一つ以上の品質管理手順。

注記1：技能試験は、ISO/IEC 17043の本質的な要求事項に適合していることが、IAJ Japan認定センターによって確認されているものを利用することが望ましい。また、IAJapan認定センターが技能試験提供者として技能試験を提供することがあり、参照試験所との1対1の技能試験は「測定監査」と呼ばれることがある。

10 変更の届出

ASNITE製品認証機関は、次のいずれかに該当する変更があった場合には、変更の事実が発生した日の翌日から起算して30日以内に、認定内容等変更届を作成し、機構に提出しなければならない。

- (1) ASNITE製品認証機関の一つ以上の主要な活動を行う事業所若しくは保有するその試験所の名称又は所在が変更となったとき。所在の変更には、本部の所在地の変更（ASNITE製品認証機関の移転）のほか、住居表示の変更も含まれる。
- (2) ASNITE製品認証機関及び／又は保有するその試験所の組織、及び主要な要員またはな管理職を含む経営管理層が変更となったとき。
- (3) 該当する場合には、ASNITE製品認証機関又はその試験所の品質方針又は認証スキームを含む製品認証手順を変更したとき。
- (4) ASNITE製品認証機関又はその試験所の土地及び建物を含む施設を変更したとき。
- (5) 認証の結果に大きな影響を及ぼすおそれのあるASNITE製品認証機関及び／又はその保有する又はその試験所の要員、機器、設備、業務環境、その他又はほかの経営資源にが変更があったとなったとき。
- (6) その他、ASNITE製品認証機関の能力、認定された活動の適用範囲、この一般要求事項、又は認定機関が規定するその他の該当事項への適合性などに影響しうる事項がに変更があったになったとき。

11 事業の承継

11.1 ASNITE製品認証機関は、認定に係る事業のすべてを譲渡したとき又はASNITE製品認証機関について相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2以上の場合は、その全員の同意により事業を承継すべき相続人に選定された者）若しくは合併後の法人は、ASNITE製品認証機関の地位を承継する。

11.2 前項の場合には、ASNITE製品認証機関の地位を承継した者は、第9項の変更の届

出のほか、次の手続を行わなければならない。

- (1) 事業のすべてを譲り受けたことによってASNITE製品認証機関の地位を承継した者は、事業譲渡の届出。
- (2) 合併によってASNITE製品認証機関の地位を承継した法人は、事業承継の届出。

12 定期検査及び臨時検査

112.1 ASNITE製品認証機関は、継続して認定の要件に適合していることを確認するため認定センターが行う定期検査（部分検査又は全項目検査）を受入れなければならない。

112.2 認定センターは、認定後第1回目の定期検査（部分検査）を、原則として認定を授与した受けた日の翌日から起算して1年以内に実施する。

112.3 認定センターが行う再評価のための定期検査（全項目検査）は、一般要求事項のすべての規定について検査を行うものとする。同定期検査（全項目検査）は、認定を授与を受けたした日又は前回定期検査（全項目検査）をの実施した日の翌日から起算して、別表第1に定める期日までに実施する。

112.4 112.3で定める再評価のための定期検査（全項目検査）のほか他、次回の同定期検査（全項目検査）までの間に少なくとも1回の定期検査を実施する。また、定期検査の間隔は原則2年を超えないものとし、別表第1に定める期日の間で全項目を網羅するように実施する。このため、定期検査を1回しか実施しない場合は全項目を網羅するように計画・実施し、複数回実施する場合は業務の範囲及び回数に応じて全項目を網羅するように計画された部分検査となる。検査の計画は別表第1に定める期日及び業務の範囲に応じて異なるので、ASNITE製品認証機関は認定センターに確認することが望ましい。

112.5 認定センターは、ASNITE製品認証機関に次の各号のいずれかの事項が生じた又は生じたと認められた場合であって、認定センター所長が必要と認めた場合には、臨時検査を実施する。

- (1) 重大な内容の苦情が発生したか又は他の状況により、認定要求事項への適合性又は製品認証活動若しくはその試験の品質に関して著しく疑義を呈している場合
- (2) 技術管理主体の変更、主要な活動の変更等、製品認証活動若しくは自ら有している場合その試験所の技術的能力に影響する変更があった場合
- (3) 事業の承継があった場合
- (4) 認証スキーム若しくは認定要求事項に重要な変更があった場合
- (5) その他認定基準の遵守状況を確認する必要がある場合

13 事業の廃止

ASNITE製品認証機関は、認定をうけた製品認証事業のすべてを廃止若しくは縮小したとき又は事業の一部を廃止したとき、ならびに認定を辞退するときは、廃止等の日の翌日から起算して30日以内に、認定証を添えて認定センターに事業廃止の届出をしなければならない。

14 認定の一時停止

ASNITE製品認証機関は、定期検査又は臨時検査（以下「検査等」という。）の結果、この一般要求事項で規定する事項に対する重大な不適合事項があり、認定センター所長が認定の一時停止をすることを決定した場合には、認定が一時停止される。認定が一時停止されたASNITE製品認証機関は、認定センターによってその事実が公表される。具体的な例としては、次のようなものがある。

- (1) 不適合事項の改善に概ね30日を超える期間を要すると認められたとき。

(2) 発行した認証書に重大な誤りがある等の理由により過去にそ及して影響調査を必要とするとき。

当該不適合が解決された後、認定センター所長の意志決定によって認定の一時停止が解除され、その旨当該ASNITE製品認証機関に通知される。

(3) その他、緊急に対応する必要性のある事象が生じた場合。

15 認定の取消し

ASNITE製品認証機関は、次のいずれかに該当する場合には、認定が取り消されることがある。認定が取り消されたASNITE製品認証機関は、認定センターによってその事実が公表される。また、認定証を直ちに返却しなければならない。

(1) この一般要求事項で規定する事項から著しく逸脱して業務を実施していることが判明した場合。

(2) 第6項の遵守事項又は第16項の要求事項を遵守しない場合。

(3) 検査等の結果、製品認証の技術的能力がないと判明した場合。

(4) 検査等において、過去の審査及び検査等で改善を要求された事項と同じ事項で内容の改善を要求されることが反復された場合。

(5) 不正な手段によって認定が授与され受けていることが判明した場合。

(6) 製品評価技術基盤機構及び認定センターの名誉を著しく傷つけた場合。

(7) 求められた報告がなされない又は虚偽の報告を行った場合。

(8) 検査等が拒まれ、妨げられ、又は忌避された場合。

(9) 検査等に要する費用を負担しない場合。

認定が取り消された場合、ASNITE製品認証機関は、速やかに関係する被認証者及び関係者にその旨及びその影響について連絡し、必要な対処（製品の回収を含む）について指示しなければならない。

16 認定シンボルの取り扱いに係る要求事項

16.1 認定センターは、ASNITE製品認証機関に対して、認定シンボルの使用方法及び使用の制限の取り扱いについて、次の各項に掲げる要求事項を適用する。ASNITE製品認証機関は、これらすべての要求事項に適合しなければならない。

16.2 方針

ASNITE製品認証機関は、認定範囲に係る製品認証を行った場合には、その使用を許諾された認定シンボルを付した認証書を発行することができる。この一般要求事項に規定する場合を除き、外部委託業務を提供する下請負機関を含むASNITE製品認証機関以外の何人も認証書に認定シンボル又はこれと紛らわしいマーク類などを付することはできない。同一の認証書において認定範囲外のものが認証も含まれる場合は、以下の条件の両方を満足することが求められる必要である。

(1) 認定範囲外の認証結果を含んでいる旨を、認定シンボルを付した頁に明確に記載すること。

(2) 各認証結果について、認定範囲内か範囲外かの識別を、認証書上で明確に施すこと。

16.3 認定シンボル

認定シンボルの形状については、附属書に定める認定シンボルの様式とする。

16.4 認定シンボルの認証書への使用

(1) 認定シンボルの使用

ASNITE製品認証機関は、認証書には認定シンボルを単独で使用せず、ASNITE製品認証機関のマークとを組み合わせるものを使用すること。

(2) 認証書の書式

ASNITE製品認証機関は、認定シンボル付きの認証書を作成及び発行する場合には、その様式をあらかじめ事前に認定センターに届け出なければならない。

(3) 認証書の複写

ASNITE製品認証機関は、認証書のカラーコピー等による複写は正本と紛らわしいので禁止されていることを、認証書を交付する認証申請者等に通知しなければならない。ただし、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求め、正本と区別できるようにさせる場合は、この限りではない。いずれの場合においても、認証スキーム若しくはこれに準ずる文書に複写の禁止若しくは許可する場合の内容について規定しておかなければならない。

16.5 認定シンボルの宣伝等における使用

ASNITE製品認証機関は、次に定める宣伝等における認定シンボルの使用に係る要求事項を遵守しなければならない。

(1) ASNITE製品認証機関は、供給者の製品又はその包装等に認定シンボルを使用させてはならないこと。

(2) ASNITE製品認証機関は、製品そのものの品質等が承認・保証等されたものと誤解されるような紛らわしい認定シンボルの使用をしてはならないこと。

(3) ASNITE製品認証機関は、原則認定シンボルを単独で認証書以外に使用することはできない。またただし、以下の条件を満たし、す場合に限ってかつ、カタログ、レターヘッド、名刺その他の宣伝文書に限り、認定シンボルを使用することができる。許容される使用例を付属書に示した。

① 認定番号及び付加情報（認定された分野の識別番号）と共に使うこと。

② 第16.3項に示す認定シンボルの様式（形状、色等）を変更してはならない変えないこと。

③ 説明文書を認定シンボルに付記すること等により、認定の範囲を明らかにすること。

④ ASNITE製品認証機関のマークと共に使うこと。

16.6 認定シンボルの使用停止及び禁止

ASNITE製品認証機関は、認定の一時停止又は取り消しになった場合、若しくは、認定に係る事業を廃止した場合には、直ちに使用を許諾された一切の認定シンボルの使用を停止又は中止しなければならない。

附 則

この文書は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この文書は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この文書は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この文書は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

この文書は、平成22年4月14日から施行する。

附 則

この文書は、平成23年9月30日から施行する。

附則

この文書は、平成24年9月10日から施行する。

附則

この文書は、平成XX年XX月XX日から施行する。なお、JIS Q 0065の適用期間は、平成27年9月15日までとし、JIS Q 17065の適用期間は、平成25年12月20日からとする。

別表第 1 (第11.3項関係)

分野名	定める期日
製品安全分野(※)	3年以内
その他の分野	4年以内

※：製品安全分野とは、~~電気用品安全分野、ガス用品安全分野~~、液化石油ガス器具等安全分野及び消費生活用製品安全分野の総称をいう。

附属書

ASNITE認定シンボルの様式及び許容される使用例

1. ASNITE製品認証機関が認定された事業範囲の結果に関する認証書に付することができる認定シンボル（ASNITE製品認証機関のマークと組み合わせて使用すること）



ASNITE XXXX OO

(1) 各認定事業所毎の識別番号

「××××」は、「0001」から始まる4桁の数であって、各認定事業所の識別番号。

(2) 各認定事業所毎の認定番号

「ASNITE ××××」は、認定センターが発行する各認定事業所の認定番号。（「ASNITE」の記載と「××××」の記載との間は、半角文字以上のスペースをあける。）

(3) 各認定事業所毎の認定シンボル

認定番号（「ASNITE ××××」）を含むIAJapan認定センターロゴマークは、各認定事業所の認定シンボル。

(4) 認定シンボルの付加情報（認定された分野の識別記号）

「OO」の部分は、付加情報として、それぞれの結果の報告書に対応する識別記号を記載する。ただし、認定された分野の範囲内に限る。（「ASNITE ××××」の記載と「OO」の記載との間は、半角文字以上のスペースをあける。）

具体的な、記号は次のとおりとする。

- ① 校正事業者として認定されていて、校正証明書に記載する場合には、「OO」は「C」。
- ② 試験事業者（ITセキュリティ評価機関を含む）として認定されていて、試験証明書に記載する場合には、「OO」は「T」。
- ③ 標準物質生産者として認定されていて、認証書に記載する場合には、「OO」は「R」。
- ④ 製品認証機関（~~ITセキュリティの製品認証機関を含む~~）として認定されていて、認証書に記載する場合には、「OO」は「P」

なお、複数の分野で認定されている場合であって、結果の報告書に複数の分野の内容を記載する場合の記載例は次のとおりとする。ただし、複数の分野で認定されている場合にあっても、結果の報告に単独の分野の内容を記載する場合は、該当する分野の記号のみを記載する。

- ⑤ 校正事業者及び試験事業者として認定されていて、校正証明書と試験証明書との両方の内容を証明書に記載する場合には、「OO」は「CT」。
- ⑥ 校正事業者及び試験事業者として認定されていて、校正証明書の内容のみを証明書に記載する場合には、「OO」は「C」。
- ⑦ 校正事業者及び標準物質生産者として認定されていて、校正証明書と認証書との両方

の内容を証明書に記載する場合には、「〇〇」は「CR」。

- ⑧ 校正事業者及び標準物質生産者として認定されていて、標準物質生産者としての認証書の内容のみを認証書に記載する場合には、「〇〇」は「R」。
- ⑨ 校正事業者、試験事業者、標準物質生産者及び製品認証機関として認定されていて、校正証明書、試験証明書、標準物質生産者としての認証書及び製品認証機関としての認証書の4分野の内容を証明書に記載する場合には、「〇〇」は「CPRT」（原則アルファベット順）。

2. ASNITE認定事業者がカタログ、レターヘッド、名刺その他の宣伝文書に認定シンボルを使用することができる例



当事業者はASNITE認定製品認証機関であり
認定範囲は〇〇分野の〇〇製品認証です。